

耐震化及び減災化のための施策(2)

② その他の建築物の耐震診断・耐震改修に関する補助事業

第2次緊急輸送道路及び町指定の避難路沿いの特定既存耐震不適格建築物について、国費、県費の補助事業を活用した診断・改修の補助の実施を検討します。

また、新たに非木造住宅及びその他の建築物を対象とした補助事業の実施を検討します。

■耐震化及び減災化に対する支援

① 耐震診断・耐震改修に関する相談窓口

都市計画課を窓口として、耐震診断・耐震改修、減災化対策の相談体制を整備します。

② 住宅に係る耐震改修促進税制

平成18年度税制改正で、既存住宅の耐震改修を実施した場合の①所得税の特別控除、②固定資産税の減額措置が創設され、実施されています。

■耐震化及び減災化に関する啓発

① 地域危険度の周知

町民や特定建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識していただくために、地震による危険性の程度を示す地図や「東郷町防災マップ」を活用し、住民に情報提供を行います。

② 普及啓発

耐震診断・耐震改修などに係る補助・助成制度や安全対策に関する情報などを住民に知っていただくため、ホームページによる情報提供、パンフレット等の作成、講習会、耐震診断ローラー作戦の実施等により、迅速、的確な普及・啓発活動に努めていきます。

耐震化及び減災化のための関連施策

① 家具の転倒防止対策

誰でもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に対する知識の周知に努めます。

② ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀の倒壊による死傷者の発生や道路の閉塞を防ぐため、ブロック塀の危険性について周知に努めます。

③ 民間木造住宅の段階的改修の促進

耐震性の低い木造住宅の耐震改修費用の負担を軽減するため、二段階に分けて改修を実施する工事に対して補助事業を実施します。

④ 耐震シェルター等設置の促進

特に高齢者や障がい者等の命を守るため、耐震シェルターの設置補助事業を実施します。

⑤ 避難行動支援の促進

避難に時間を要する避難行動要支援者を被災から守るため、地域の自主防災組織等と共同して避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えます。

※ 東郷町耐震改修促進計画-2020-の全文は、東郷町ホームページをご覧ください。
東郷町経済建設部都市計画課 電話 0561-38-3111(内線:2233)
<http://www.town.aichi-togo.lg.jp/>

東郷町耐震改修促進計画-2020- 概要版

平成27年2月

計画の目的と基本的事項

平成7年の阪神・淡路大震災では、犠牲者の約8割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、平成23年の東日本大震災では、津波による沿岸部の被害が圧倒的でしたが、内陸部市町村においても建物に大きな被害が発生しました。

現在も、特に南海トラフの海溝型巨大地震について、発生の切迫性が指摘されており、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

このような背景の下、平成25年11月には「耐震改修促進法*」(以下「法」という。)が改正され、これに伴い愛知県も平成26年3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画-あいち建築減災プラン2020-」の一部改訂を行っています。

このような動向を踏まえ、本町では、法及び県の計画との整合性を図り、更なる耐震化・減災化を促進することを目的として「東郷町耐震改修促進計画-2020-」の策定を行います。

■計画の対象区域と計画期間

東郷町全域を対象区域とし、平成27年度から平成32年度までを計画期間とします。

■対象建築物

本町の全ての建築物を対象とします。とりわけ、昭和56年5月31日以前に着工された以下の建築物について、耐震化促進のための施策を定めます。

① 住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅が対象です。

② 多数の者が利用する建築物(法第14条1号建築物)

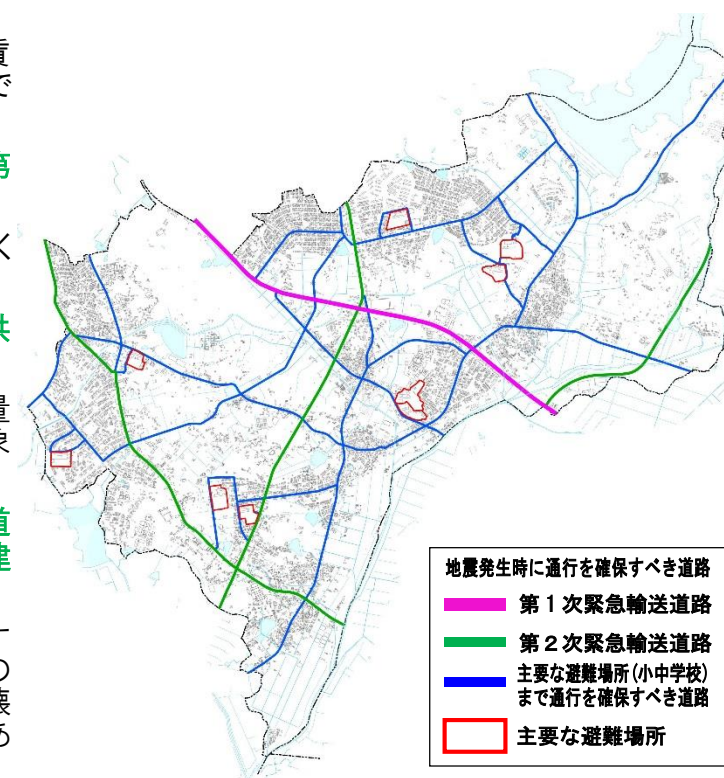
学校、病院、賃貸共同住宅など多くの人が利用する建築物が対象です。

③ 危険物の貯蔵・処理場の用途に供する建築物(法第14条2号建築物)

火薬類、石油類など危険物を一定量以上貯蔵又は処理する建築物が対象です。

④ 地震発生時に通行を確保すべき道路に接する建築物(法第14条3号建築物)

右図の「地震発生時に通行を確保すべき道路」の沿道にあって、一定以上の高さがある建築物で、地震によって倒壊すると、道路の通行を妨げるおそれのある建築物が対象です。



※ 耐震改修促進法 : 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

想定される地震の規模・被害の状況

■想定される地震規模

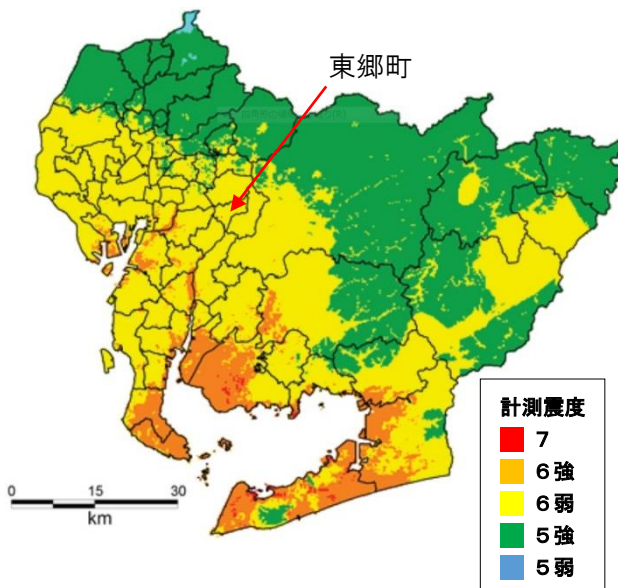
愛知県防災部地震部会は、平成 26 年 5 月に、南海トラフで高い確率で発生する海溝型地震による被害予測調査結果を発表しました。

過去に南海トラフを震源として発生した 5 つの地震を重ね合わせた「過去地震最大モデル」による愛知県内の震度分布は、右図のとおりです。

東郷町では、ほとんどで震度 6 弱、一部地域で震度 6 強となることが予想されています。

■東郷町の被害予測

上記「過去地震最大モデル」では、東郷町における建物被害は、地震の揺れによる全壊棟数及び出火による建物焼失棟数を合わせて約 100 棟、死者数は、5 人未満と予測されています。



予想震度分布図(過去地震最大モデル)

耐震化の現状と目標

計画対象建築物の分類別に、平成 25 年度における耐震化率を調査した上、計画期間の最終年度である平成 32 年度における目標耐震化率(総住宅数に対する耐震性のある住宅数の割合)を次のように設定しました。

① 住宅の耐震化率の現状と目標

平成 25 年度の現状耐震化率 80.4%
(14,071 戸 / 17,495 戸)※



平成 32 年度の目標耐震化率 95%
(17,658 戸 / 18,587 戸)※

② 多数の者が利用する建築物(法第 14 条 1 号建築物)の耐震化率の現状と目標

対象建築物 109 棟のうち、耐震性のない建築物は平成 25 年度で 5 棟あり、すべて耐震化をしていく必要があることから、平成 32 年度目標耐震化率は 100%とします。

③ 危険物の貯蔵・処理場の用途に供する建築物(法第 14 条 2 号建築物)の耐震化率の現状と目標

対象建築物は 1 棟で新耐震基準の建築物です。

④ 地震発生時に通行を確保すべき道路に接する建築物(法第 14 条 3 号建築物)の耐震化率の現状と目標

対象建築物 318 棟のうち耐震性のない建築物は平成 25 年度で 38 棟あり、すべて耐震化をしていく必要があることから、平成 32 年度目標耐震化率は 100%とします。

※ 共同住宅については戸数で集計

耐震化及び減災化の取り組み方針

■公共建築物の耐震化

本町所有の公共建築物(23 棟)については、平成 25 年度時点において、耐震診断及び必要な耐震改修を終了し、耐震化率 100%を達成しています。地区所有の建築物(公民館 4 棟)についても、すべて耐震改修済又は耐震診断済です。

■民間建築物の耐震化

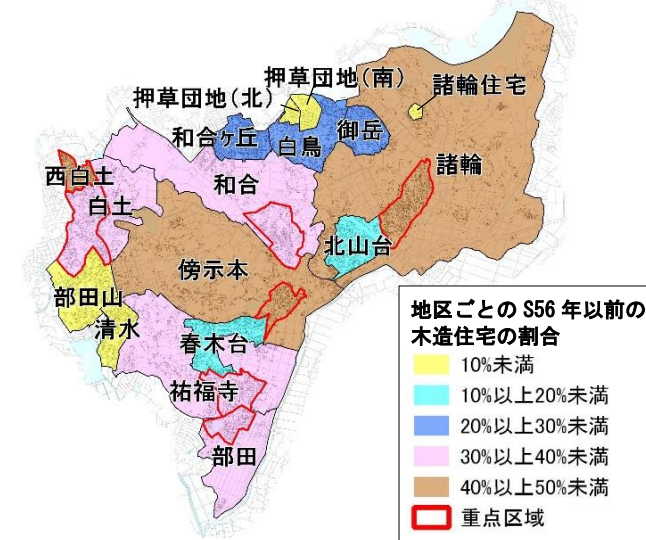
民間建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための取り組み方針として、「耐震化率の向上」、「耐震改修に対する支援」及び「耐震化に係る啓発」の3つの観点で、耐震化の促進を図っていくものとします。

■重点的に耐震化を進める区域の設定

昭和 56 年以前に建てられた耐震性が低いとされる木造住宅棟数の割合が一定以上(30%以上)の地区内において、木造住宅が密集している区域を、重点的に耐震化を進める区域「重点区域」と位置付け、特に優先的に耐震化のための施策を進める区域とします。

「重点区域」における啓発・普及活動の実施

重点区域においては、防災力のある地域づくりへの関心を高めるため、区・自治会等と連携して、優先的に耐震化の必要性をPRするとともに、耐震診断ローラー作戦を実施するなど、耐震診断や住宅改修の促進、家具の転倒防止策等を積極的に推奨していきます。



耐震化及び減災化のための施策(1)

■木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する補助事業

① 民間木造住宅耐震診断・耐震改修費等補助事業

町内の住宅における耐震化率向上のため、以下の事業を実施しています。

| 名称 | 概要 |
|--------------------|---|
| 民間木造住宅耐震診断費補助事業 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行います。 |
| 民間木造住宅耐震改修費補助事業 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助します。 |
| 民間木造住宅段階的耐震改修費補助事業 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、特に耐震性の低い木造住宅の耐震改修費用負担を軽減するため、2 回に分けて改修する場合の費用の一部を補助します。 |
| 耐震シェルター整備費補助事業 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、特に耐震性の低い木造住宅のうち、障がい者又は高齢者世帯のために耐震シェルターの整備費用の一部を補助します。 |